

第13回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第12
回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

1 開催日時

(1) 地方裁判所委員会（単独開催）

平成19年10月9日（火）午後1時15分から午後2時まで

(2) 地方裁判所及び家庭裁判所合同委員会

平成19年10月9日（火）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

(1) 地方裁判所委員会（単独開催）

釧路地方裁判所5階第2会議室

(2) 地方裁判所及び家庭裁判所合同委員会

釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

ア 地方裁判所委員会委員

今井 宏（北海道新聞釧路支社） 浦田 満（釧路市漁業協同組合）

小野塚聡（釧路弁護士会） 小瀬 泰（阿寒農業協同組合）

小濱浩庸（釧路地方裁判所） 佐渡正幸（釧路司法書士会）

柴田寛之（釧路地方裁判所）（委員長）

名塚 昭（釧路市役所）

長谷川涉（社団法人北海道建築設計事務所協会釧路支部）

廣瀬勝人（釧路地方検察庁） 宮下槿子（釧路市女性団体協議会）

八木修一（釧路市教育委員会）

イ 家庭裁判所委員会委員

青木富士彦（釧路町役場） 安藤正治（日本放送協会釧路放送局）

小野信一（釧路社会福祉士会） 佐藤正信（釧路家庭裁判所）

柴田寛之（釧路家庭裁判所）

津田鉄子（釧路家庭生活カウンセラークラブ）

富樫利弘（釧路市民生委員児童委員協議会）

西村 毅（釧路市連合町内会）

廣瀬勝人（釧路地方検察庁）

(2) 欠席委員

ア 地方裁判所委員会委員

高橋滋（釧路商工会議所）

イ 家庭裁判所委員会委員

秋本達之（市立釧路総合病院） 稲澤 優（釧路弁護士会）（委員長）

中園桐代（釧路公立大学）

(3) 裁判所

福岡正美（釧路地方裁判所事務局長）

工藤克則（釧路家庭裁判所事務局長）

(4) 庶務

安藤正樹（釧路地方裁判所総務課長）石丸勝也（総務課庶務係長）

4 議事

(1) 地方裁判所委員会議事概要（単独開催分）

ア 委員の自己紹介

イ 委員長代理の選任

小濱浩庸委員を選任した。

(2) 地方裁判所及び家庭裁判所合同委員会議事概要

ア 司会者の選任

家庭裁判所委員会の稲澤委員長が欠席のため、地方裁判所委員会の柴田委員長が司会を務めることとなった。

イ 裁判員制度について

司会： 各委員から職場や家庭等の身の回りで裁判員制度がどの程度話題になっているか紹介していただきたい。

委員： 裁判員制度をテーマとした会議が職場で予定されている。

委員： 制度の取材はよくさせてもらっている。家庭裁判所委員の一人として模擬裁判も経験させてもらったが、職場への浸透はまだまだと感じる。

委員： 民生委員の研修で裁判所へ来て勉強したことがある。制度については、入口までの周知はできていると思うが、細かい点はまだまだ不十分であると感じる。

委員： 先日所属団体の理事会に検察庁から説明会に来たが、町内会では、裁判員はできない等とまだまだ不安の声を聞く。

委員： 学校教育として中学校や高等学校に積極的に導入されればと思う。学校にそういった話があれば積極的にPRしていきたい。

委員： 委員会委員になってから、所属団体のDVDや冊子は見ているが、いざ指名されると慌てる気がする。年長者は理解が不十分であると思われる。

司会： なるほど、裁判員制度という制度そのものは周知されてきているが、具体的な理解の浸透や、さらに進んで積極的な参加という点では、まだまだかもしれない。

委員： 検察庁では、要望があればいつでも説明に行ける態勢を取っている。

委員： 職場内では、まだ先の話という雰囲気なので、広報企画などの啓発行事に参加を促している。

委員： 裁判は、法曹資格を有する人達で行われているので信頼されているとの認識であり、法律の素人を入れても大丈夫なのか個人的には疑問を感じている。

委員： 新聞記事等で量刑相場資料が紹介されていたが、量刑の相場が

- あるのなら，量刑の判断に裁判員は必要ないのではないか。
- 委員： 裁判員制度の必要性が未だによく分からない。この制度の目的や意義をきちんと広報しないと制度導入は失敗に終わると思う。
- 委員： 被害者意見陳述が裁判員制度と合わされば，裁判員は，被害者の処罰感情に引きずられるのではと危惧している。
- 委員： 弁護士会でも，同様の話がある。
- 委員： 何年もかかってされる裁判もあるのに，長くとも7日以内に終わる裁判では，えん罪が増えないか心配である。
- 委員： 裁判所としては，その点について，公判前整理手続や区分審理，部分判決制度の導入により，現実に可能かと考えており，それによって，審理がいい加減になったり，えん罪が増えることはないと考えている。
- 委員： 司法書士会では裁判員制度についての広報はしていない。裁判員制度は一般市民にマイナスイメージで捉えられていると思う。
- 理念や目的をもっと理解させればイメージは変わると思うので，そういった点をもっと広報をした方がいい。
- 委員： 私の職場では，裁判員制度の話は出たことがない。
- 司会： 法曹三者では，映画やパンフレット類を作成しているほか，釧路の裁判所や検察庁でも説明会やイベントを開催しているが，広報という点でとらえるとどうか？
- 委員： 現状の広報は，裁判員制度は義務であること，拘束時間の見込み，辞退の認められるケース等の負担感に関する広報で，制度導入により国民にどのようなメリットがあるかについては広報がされてない。
- PR方法についても，映画等は長すぎて，興味の無い人は引き付けられない。コマーシャル等を検討した方がよく，人の興味を引き付けるのは1分間くらいで，長くともせいぜい3分間くらいである。
- なぜ，裁判員制度が導入されるのかという点に重点を置いた3分程度のPRをシリーズで放映すると効果があるのではないか。
- 委員： 高等学校の教科書には，裁判員制度は入っているのか。学校や地域町内会でもっと広報してはどうか。
- 委員： 裁判所では，毎年出前講座の案内を出したり，更には校長会議でも働きかけを行っている。
- 裁判所に来庁しての説明会も増えている。
- 委員： 裁判員制度に関心のない層への周知については，マスコミを利用した方がよい。
- 例えば新聞で週に1回，NHKの丹頂テレビに月に1回程度放送してはどうか。新聞等の広告面の購入も検討できると思う。F

- Mくしろさんは、比較的協力的だと思う。
- 委員： 制度周知のためには、現状での裁判をもっと傍聴してもらえればいいのではないか。
- 委員： 傍聴者数は増えており、傍聴終了後、時間をとって裁判員制度の説明を行っている。
- 司会： 今週末には釧路でミニフォーラムを実施するほか、帯広でも実施しているし、来月は北見でも実施する予定である。委員の皆様もぜひ参加していただきたい。
- 委員： フォーラム等は、定年を迎えて仕事をしていない人が参加しているものと思っていた。
仕事をしている人はなかなか忙しく時間を割けない。
私自身も委員会委員にならなければ、同様に時間は割かなかった。
- 委員： 自動車運転免許の更新の時に、強制的に広報映画等を見せてはどうか。
- 委員： 模擬裁判等を体験したことのある人は、法律用語を知らなくとも大丈夫と感想を述べていた。短いコマーシャルはぜひやってほしい。
- 委員： FMラジオのスポット放送は、以前にしたことがある。
- 委員： 広報の対象として学校のPTAの組織が考えられるが、PTAは、なかなか役員になり手がいない。夜遅く集まるのはなかなか難しい。
PTA組織には、1年間の研修スケジュールを組む前に案内をするべきである。
- 裁判所： 当庁の管轄面積は広大であるので、裁判所は、今後、裁判員の選任にあたって、どのような障害事由があるのか把握をしていく必要があると考えている。
現在、釧路市及び近郊の企業や団体等から推薦を受けた方を対象にして11月に模擬選任手続を実施して検証していきたい。
- 委員： 東京の模擬選任手続の話で家族経営の理髪店の話が出ていた。
裁判官が「アルバイトでも大丈夫ではないか。」という質問をしたということだが、「アルバイトでは対応できない。」と説明を受けて辞退を認めたという。裁判所は、そのような実態も把握していないのかと思った。
- 委員： この制度は、離島からの参加者については、ものすごくコストがかかり、問題だらけの制度だと思う。

5 次回日程及びテーマ

- (1) 地方裁判所委員会については、平成20年2月ころ
 - (2) 家庭裁判所委員会については、平成20年1月ころ
- いずれも不都合日と希望テーマについてアンケート用紙にて11月16日(

金)までに委員会庶務まで提出

次回日程及びテーマはアンケートを元に決定し、追って通知予定

6 希望者につき庁舎見学実施